

仕 様 書 (⑤山形県)

1 件 名 令和8年度ガソリン購入の単価契約（山形県）

2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 契約条件

- (1) 契約業者の給油所（代行給油所を含む。）が別紙1の「発注官署」から半径5キロメートル以内であること。
- (2) 契約業者以外の店舗での代行給油が可能であること。
- (3) ガソリン（代行給油分を含む）の代金は、1箇月分を取りまとめ、翌月20日を目途に請求すること。
ただし、令和9年3月分については、令和9年4月10日までに請求すること。
- (4) 請求に当たっては、別紙1の「契約担当官等」ごと、車両番号ごとの日付順、油種別の給油数量一覧表を添付すること。
- (5) 給油のため、車両ごとに給油カードを発行すること。
- (6) (5)の給油カードのほか、レンタカー用等に供するため、車両番号を特定しない給油カードを複数枚発行すること。
- (7) (5)及び(6)の作成に要する経費負担が発生しないこと。
- (8) 高速道路給油は対象としない。
- (9) その他詳細については、当局の指示に従うこと。
- (10) 庁舎の移転等があった場合でも、契約は継承する。

4 契約単価

本契約は、ガソリンについて1リットル当たりの単価契約とする。

- (1) 契約時の単価
別紙2「明細書」③の調整後単価に、消費税及び地方消費税を加えた価格を契約時の単価とする。
- (2) 給油時の単価
資源エネルギー庁が発表する「石油製品小売市況調査価格（都道府県別）」の「給油所小売価格調査」に基づき、同調査「店頭現金価格」の各月第一回、第二回及び第三回の調査日の山形県欄の価格（以下「公表価格」という。）の平均値から別紙2「明細書」②の「調整額」を加えた額を翌月の給油時の単価とする。
例：4月公表価格の平均値＋調整額＝5月給油時単価
ア 別紙2「明細書」②の「調整額」については、本契約期間中に変動しない。
イ 別紙2「明細書」①の「石油製品小売市況調査価格（都道府県別）」については、公表価格から消費税及び地方消費税を差引き（小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位を四捨五入する。）、平均値を求める（小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位を切り上げる。）ことにより算出するものとする。
ウ 請求額は、イで求めた①にアの②を加えた額に当該月の使用量の合計を乗じ、税額を加算した金額とする。

5 発注官署（所在地）

※契約時に各官署名（所在地）を記載

6 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(平成 19 年法律第 56 号)

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

別紙 1

調 達 件 名 : ⑤令和 8 年度ガソリン購入の単価契約 (山形県)

官署	調達内容	予定数量 (リットル)	契約担当官等	発注者	
				官署名	所在地
①	レギュラーガソリン	8, 200	支出負担行為担当官 東北農政局長	東北農政局山形県拠点	山形県山形市松波1-3-7
②	レギュラーガソリン	1, 500	分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長	東北農政局西奥羽土地改良調査管理 事務所最上川支所	山形県山形市飯沢62-2 (最上川中流土地改良会館 2 階)
③	レギュラーガソリン	1, 900	分任支出負担行為担当官 東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長	東北農政局最上川下流左岸農業水利 事業所	山形県東田川郡庄内町余目字上梵 天塚15 (最上川土地改良区 1 階)
合計	レギュラーガソリン	11, 600			

※ 1 予定数量は見込みであり、購入数量を保証するものではない。

※ 2 調達品目 レギュラーガソリン規格 JIS K2202 2号

明細書

品名	石油製品小売市況調査価格(都道府県別) (消費税及び地方消費税除く) ①	調整額 (加算減算額) ②	調整後単価 ③=①±②
レギュラーガソリン	153. 6円	円	円

※ ①の価格=(令和7年12月第一週の山形県価格×100／110(小数点第二位四捨五入)
+令和7年12月第二週の山形県価格×100／110(小数点第二位四捨五入)
+令和7年12月第三週の山形県価格×100／110(小数点第二位四捨五入))
／3(小数点第二位切上げ)

※ ①～③の各欄は、小数点第一位まで記載(小数点第二位端数切上げ)すること。